

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第83号及び同第86号）

答申日：平成28年5月13日（平成28年度（行情）答申第45号及び同第48号）

事件名：情報公開窓口に行政文書ファイル管理簿を置いていない理由が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成28年（行情）諮問第83号）

補正書に補正の責任者氏名を記載しない理由が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成28年（行情）諮問第86号）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、別表の2欄に掲げる日付及び文書番号により行った各不開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 文書1について（諮問第83号）

##### （1）本件異議申立てに係る対象文書について

本件に係る開示請求は、文書1の開示を求めるものであり、請求に係る文書を作成・保有していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定（処分1）を行ったところ、異議申立人から、不開示決定処分の取消しを求める異議申立てがなされたところである。

(2) 請求に至る経緯について

異議申立人は、他省庁の面談時に紙でファイリングされた行政文書の一覧を閲覧し、文部科学省で紙でのファイリングがないことに対して本件対象文書の開示請求がなされた。

(3) 文書1の特定について

行政文書ファイル管理簿は、公文書等の管理に関する法律7条において定義されており、同条2項において、「行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により公表しなければならない。」とされており、そのなかで行政文書ファイル管理簿の公表は「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務・システム最適化計画」（平成17年8月24日CIO連絡会議）において、「各府省が行政文書ファイル管理システムを整備して行っている行政文書ファイル管理簿の公表については、総務省が電子政府窓口（以下「e-Gov」という。）において運用している総合行政文書ファイル管理システムを利用して行うこと」としており、文部科学省の窓口においてもパソコンを設置し、e-Govにて行政文書ファイルの閲覧が可能であることから紙で備え付けていないものであり、閲覧窓口で行政文書ファイル管理簿を置いていないとの指摘にはあらず、当然文書1が存在することはあり得ない。

異議申立人にはその旨説明を行ったが、開示請求の変更等がなされなかったもので、不開示決定を行ったものである。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している」として異議を主張しているが、以上で述べた行政文書として作成すべき文書ではないことが明らかであり、当然文書1を作成・保有もしていないと判断した処分1は妥当であるものとする。

2 文書2について（諮問第86号）

(1) 本件異議申立てに係る対象文書について

本件に係る開示請求は、文書2の開示を求めるものであり、請求に係る文書を作成・保有していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定（処分2）を行ったところ、異議申立人から、不開示決定処分の取消しを求める異議申立てがなされたところである。

(2) 請求に至る経緯について

以前に異議申立人が開示請求を行った「F81を「学習障害」と理解している人の文書を利用した理由が記載されている文書」（以下「当該補正依頼書」という。）等について文書が特定出来ないため文書にて補正を依頼した際に、問い合わせ先に担当者の氏名が記載されていないとの不

満とともに文書 2 の開示請求がなされた。

(3) 文書 2 の特定について

上記経緯から、補正書に責任者氏名を記載するかどうかについての手引き等が存在するかについての開示請求であるものと解することができる。

行政文書の開示請求書の補正依頼は、「行政文書開示請求書に関する確認」として行政手続法 2 条 6 号に規定する「行政指導」に該当し、同法 4 章の規定が適用される。行政手続法の逐条解説によれば、「行政指導」は口答で行われるか書面によるかを問わず、窓口その他において直接相手方に対して行うものを含むと解されており、その際、個別具体の場面において担当者の判断で行う場合は、当該担当者が行政指導の責任者として示されるものであるとされている。行政文書開示請求書に関する確認も通常は担当者が電話等の口頭で説明を加えながら行っている。また、メールや郵送等の場合は電話等による連絡がつかないなどの場合に担当者により行われているものであり、通常担当者名を明記しているが、当該補正依頼書には担当者名がなかったことから、以降担当者名も明記するよう努めている。一方、「責任者氏名を記載していない理由がわかる文書」については、一般に販売されている行政手続法の逐条解説のほか保有・作成していないため、異議申立人にその旨説明を行ったが開示請求の変更等がなされなかったため、不開示決定を行ったものである。なお、今回異議申立てを受け、改めて今回開示請求のあった内容について倉庫等で対象となる文書を探したが該当する文書は見当たらなかった。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している」として異議を主張しているが、以上で述べた行政文書として作成すべき文書ではないことが明らかであり、当然文書 2 を作成・保有もしていないと判断した処分 2 は妥当であるものとする。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成 28 年（行情）諮問第 83 号及び同第 86 号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成 28 年 2 月 8 日 諮問の受理（諮問第 83 号及び同第 86 号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年 4 月 18 日 審議（同上）
- ④ 同年 5 月 11 日 平成 28 年（行情）諮問第 83 号及び同第 86 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、文書 1 及び文書 2（本件対象文書）の開示を求めるも

のであり、処分庁は、本件対象文書は、不存在であるため不開示とする決定（処分1及び処分2）をそれぞれ行った。

異議申立人は、文書1及び文書2は作成又は保有しているとして、処分1及び処分2（原処分）の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、別表の3欄に掲げる

①及び②のとおりそれぞれ説明する。

(2) 文書1及び文書2を保有していないとする別表の3欄に掲げる①及び②の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

## 3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別表

| 1<br>本件対象文書     |   | 2<br>原処分の日付及び文書番号 |                                       | 3<br>諮問庁の説明   |
|-----------------|---|-------------------|---------------------------------------|---|
| 番号              | 名称  | 番号                | 日付及び文書番号                              |   |
| 文書1<br>(諮問第83号) | 情報公開窓口<br>に行政文書<br>ファイル管理簿を<br>置いていない理由が<br>分かる文書(特定課分) | 処分1               | 平成27年<br>10月30日<br>付け27受文科総第<br>1787号 | <p>① 異議申立人は、文部科学省の文書情報管理室の窓口<br/>に紙媒体の簿冊を置いて<br/>いないことから、行政文書<br/>ファイル管理簿を置いて<br/>いないとして、その理由が<br/>分かる文書(文書1)の開<br/>示を求めているものと思<br/>われる。</p> <p>しかしながら、文部科学省<br/>においては、行政文書ファ<br/>イル管理簿を総務省が電<br/>子政府窓口(e-Gov)に<br/>おいて運用している総合<br/>行政文書管理システムを<br/>利用して公表し、文書情<br/>報管理室の窓口におい<br/>てもパソコンを設置し、<br/>来訪者が同システムで<br/>行政文書ファイル管理簿<br/>を閲覧可能であること<br/>から、紙媒体の簿冊が<br/>なくても行政文書ファ<br/>イル管理簿を置いて<br/>いないことにはなら<br/>ない。</p> <p>したがって、窓口<br/>に行政文書ファイル<br/>管理簿を置いて<br/>いないことを前提<br/>とする文書1を<br/>作成することは<br/>なく、文部科学<br/>省において文書1<br/>を保有して<br/>いない。</p> |
| 文書2<br>(諮問第86号) | 補正書に補<br>正者の責任<br>者氏名を記                                 | 処分2               | 平成27年<br>10月30日<br>付け27               | <p>② 本件は、異議申立人からの<br/>別件開示請求<br/>に対して文部<br/>科学省から送<br/>付した補正依</p>   |

|    |                    |  |                |   |
|----|--------------------|--|----------------|---|
| 号) | 載しない理由が分かる文書（特定課分） |  | 受文科総第<br>1788号 | <p>頼書に責任者の氏名を記載していなかったことから、記載しない理由が分かる文書（文書2）の開示を求められたものである。</p> <p>開示請求書の補正依頼は、行政手続法2条6号に規定する行政指導に該当し、同法35条1項により責任者を明確に示さなければならないから、補正依頼書に責任者の氏名を記載するのが正しいやり方である。異議申立人に係る上記事案は氏名の記載漏れであり、これが判明して以降、氏名の明記を徹底するよう努めている。</p> <p>補正依頼書に責任者の氏名を記載することに関しては、行政手続法35条1項に規定があることから、別途通達、通知等は作成しておらず、当然のことながら、同法に反して記載しない理由が分かる文書は作成していない。</p> <p>したがって、文部科学省において文書2を保有していない。</p> |
|----|--------------------|--|----------------|---|